

令和3年5月31日

意見書

日本語教師の資格及び日本語教育機関の類型化について

1、日本語教師の資格について

(1) 日本語教師の経過措置について

制度化にあたっては、現在、告示基準上の教師要件を満たす者(以下、現在の有資格者)に不利益がないようにしていただきたい。実施時期、配置基準などについては、日本語教育機関関係6団体の意見に配慮していただきたい。

【具体的提案】

- ① 現在の有資格者については、新試験の一部を免除する
- ② 告示校での実務経験が一定以上の者については、実習を免除する
- ③ 告示校での実務経験が一定以上の者については、経過措置期間は十分な期間を設ける

(2) 配置基準について

配置基準については、免除や経過措置期間、試験の難易度が決定後、日本語教育機関関係6団体の意見を配慮のうえ、検討を行い、段階的に基準を決めていただきたい。

(3) その他

新たな資格制度と告示基準の教師要件の関係性について、同時進行で議論していただきたい。

また、類型化の議論で「就労」、「生活」については、「留学」の後で議論するとなっているが、日本語教育機関及び日本語教師の今後の可能性を鑑み、「就労」、「生活」を単に先送りとせず、その関連性を明確に記していただきたい。

2、日本語教育機関の所管について

国策として、日本語教育の推進に取り組んでいただくため、日本語教育機関の所管を法律に明記していただきたい。教育は文部科学省で、留学生の在籍管理は法務省と明確化していただきたい。

ただし、専門学校や各種学校は、すでに、所管は各都道府県になっており、第三者機関の審査を重複して受けるような、屋上屋を架す制度はやめていただきたい。(都道府県や文部科学省から様々な厳しい書類審査を毎年受けているため、新たな認証制度との共通項目については、これ以上の負担がないよう考慮していただきたい。)

3、日本語教育機関の類型

留学・就労・生活の3類型とすることには、各団体とも異論はないが、留学の表現については、実態を正確に表す表現であるよう検討していただきたい。

4、日本語教育の水準の維持向上のための評価制度の在り方について

現時点では、標準的な日本語教育機関の教育の質の確保を目的とした制度設計としていただきたい。いずれにせよ、優良機関の制度については、今後、時間をかけて検討をしていただきたい。

また、新たな評価制度における審査・認証費用は、既に告示を受けている日本語教育機関については、国の負担としていただきたい。

将来的に学校教育とは異なった語学教育に適した新しい制度を検討していただきたい。

例：コースの期間、始期と終期等

5、日本語教育機関に対する支援の適否、在り方について

日本語教育の質向上・振興のため、日本語教育機関への支援について、具体化していただきたい。

例：公認日本語教師の配置に応じた人件費、研修費、第三者評価費用等の予算化

6、支援の在り方について

文化庁案における第三者機関は、審査・認定の機能だけを想定しているようだが、支援・振興の機能も必要であると考え。日本語教育機関に対する支援を推進するための組織の在り方については今まで十分な議論がなされていないので、今後検討を進めていただきたい。

7、質保証制度の範囲について

質保証制度の範囲は、全ての日本語教育を行う機関が適当と考える。仮に、文化庁案の通り、専ら日本語教育を行う機関を対象とする場合は、その範囲に留学生別科も入るものとする。

8、技能実習生や特定技能人材等の日本語教育について

技能実習生や特定技能人材等への日本語教育や日本社会適応教育に、私たち日本語教育機関を活用していただきたい。

9、基準の作成、実地確認について

日本語教育機関の現状に精通した者が審議を行い、現状に即した基準を作成し、審査が行えるようにしていただきたい。

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語教育協会

理事長 吉岡正毅

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀